○防衛省告示第二百二十七号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、小月飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第五十三号）の変更について次のように告示する。

令和八年八月二十八日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
灯火 / 灯質 / 光度 / 配置その他	灯火 / 灯質 / 光度 / 配置その他
［略］	［同上］
滑走路灯 / ＬＥＤ灯、航空可変白、航空黄、不動光 / 航空白　一万一千カンデラ / 航空黄　八千カンデラ / ［略］	滑走路灯 / ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光 / 航空白　一万カンデラ / 航空黄　四千カンデラ / ［同上］
［略］	［同上］
五・六　［略］	五・六　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○防衛省告示第二百二十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、入間飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第七十二号）の変更について次のように告示する。

令和八年八月二十八日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項	四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項
灯火 / 灯質 / 光度 / 配置その他	灯火 / 灯質 / 光度 / 配置その他
［略］	［同上］
指向信号灯 / ハロゲン灯、航空赤、航空緑、航空白、信号灯 / 航空赤　六万カンデラ / 航空緑　六万カンデラ / 航空白　四十万カンデラ / 管制塔内	指向信号灯 / ハロゲン灯、航空赤、航空緑、航空白、信号灯 / 管制塔内
［略］	［同上］
五・六　［略］	五・六　［同上］